

平成 29 年 5 月 17 日

東京税理士会
新宿支部長 殿

新宿税務署長



消費税の軽減税率制度の広報・周知等への協力について

平素から、税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）の成立により関係法律の一部が改正され、平成 31 年 10 月に軽減税率制度が実施されることとされました。

これを受けて、昨年 12 月 26 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な実施に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなりました。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴会におかれては、改めて、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴会ホームページ（国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等）を通じ、会員の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

また、関与先事業者の皆様が、軽減税率制度や支援措置の内容を十分に理解し、必要な準備を円滑に進めるとともに、適正な申告・納付等が行えるよう、適切にご指導いただきますよう、会員の皆様へ周知方よろしくお願い致します。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：
<http://kzt-hojo.jp/>

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
所轄の税務署
※音声ガイダンスに沿って「3」を選択
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>
- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）
- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

2. その他

なお、軽減税率制度の円滑な実施に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、各種説明会等の場において、今後、定期的にアンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。